

会 議 の 開 催 結 果

1 会議名	令和2年度（2020年度）第5回越谷市介護保険運営協議会
2 開催日時	令和3年（2021年）2月15日（月） 午後2時00分～午後3時24分
3 開催場所	市役所本庁舎5階第1委員会室
4 会議の概要	<p>議 事</p> <p>(1) 令和2年度（2020年度）第2回介護保険運営協議会会議録について</p> <p>(2) 第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の素案について</p> <p>(3) 第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る今後のスケジュールについて</p> <p>(4) 地域包括支援センター大相模の公募について</p> <p>(5) その他</p> <p>※ 会議の詳細は、別添会議録のとおりです。</p>
5 公開・非公開の別	(公 開) ・ 一 部 非 公 開 ・ 非 公 開
6 非公開・一部非公開の理由	
7 傍聴人員	なし
8 問い合わせ先	（担当課名）介護保険課 Tel 963-9305（直通）
9 その他	

令和2年度（2020年度）第5回越谷市介護保険運営協議会会議録

日 時 令和3年（2021年）2月15日（月）午後2時00分～午後3時24分

場 所 中央市民会館4階会議室A・B

出席者

委 員：田口会長、星野副会長、大家委員、菰田委員、藤田委員、齋藤委員、得上委員、北山委員、吉田委員、青木委員、山中委員、辻委員、本間委員

事務局：榊地域包括ケア推進担当部長、加藤福祉部副参事兼介護保険課長、久保田福祉部地域包括ケア推進課長、関福祉部福祉推進課長、小林福祉部地域包括ケア推進課調整幹兼地域包括総合支援センター長、内田福祉部地域包括ケア推進課副課長、会田福祉部介護保険課調整幹
外3名

傍聴人：1名

《以下議事録》

1 開 会

司 会 皆様、こんにちは。本日は、公私ともに大変お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

まず、開会に先立ちまして、運営協議会委員の退任についてご報告申し上げます。公募委員でありました佐々木浩委員が、一身上の都合により、令和2年10月29日付で当運営協議会委員を退任されたことをご報告申し上げます。

それでは、ただいまより、令和2年度第5回越谷市介護保険運営協議会を開会させていただきます。

当会議は、越谷市介護保険条例施行規則第9条第2項の規定により、委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができないこととなっております。

本日は、委員総数19名のうち13名が出席されておりますので、ここに会議が有効に成立することをご報告申し上げます。

なお、大谷委員、佐藤委員、蓮見委員、平林委員、高橋委員、堀切委員につきましては、所用により、ご欠席との連絡をいただいております。

2 挨拶

司 会 それでは、開会に当たりまして、田口会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。田口会長、よろしくお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

本日は、第5回目の運営協議会となります。前回は書面の会議となってしまいましたけれども、今回、緊急事態宣言も延びてはおりますが、第8期の計画を作成するに当たり、非常に重要な会議と思って集まっていたところでございます。

今回は、この事業計画の策定がメインな、皆様方からも前回の会議で書面で意見もいただいているかとは思いますが、その最終的な確認というところ、それから諮問に対する答申を確認するという作業がございます。ぜひ活発な意見を出していただき、よりよい第8期の計画にしていきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

司 会 ありがとうございます。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。本日の会議資料につきましては、先日郵送させていただきました第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）の白黒の冊子、続いて右上に資料1と記載されております第4回検討委員会意見の反映状況について、続いて右上に資料2と記載しておりますパブリックコメントの意見への市の考え方に対する検討委員会の意見に対する修正案、続いて右上資料3と記載しております第4回介護保険運営協議会書面会議意見の反映状況について、続いて右上資料4と記載がありますパブリックコメントの意見への市の考え方に対する運営協議会委員からの意見に対する修正案、続いてA3で左上にホチキス留めをしてあります修正案のパブリックコメントに対する市の考え方、続いてA3判のカラー刷りになっております左上参考資料：保険料設定の考え方と記載されているもの、続いて本日机の上に配付いたしました令和2年度第5回越谷市介護保険運営協議会の次第、続いてカラー版の越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）の冊子、続いて真ん中上に（案）と記載しております第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に関する答申書、続いて右上資料5と記載しております

ます答申（案）に対する介護保険運営協議会委員からのご意見、続いてA3判で左上ホチキス留めがしてあります修正前のパブリックコメントに対する市の考え方、こちらは運営協議会委員、検討委員会の意見反映後の資料となっております。続いて、A3カラー刷りで1枚のもので、介護保険制度に係る「基準条例の一部を改正する条例」の議案概要、最後になりまして、越谷市版介護事業所の認証制度（案）について。

以上の14点でございますが、不足のある方はいらっしゃいますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

司 会 ありがとうございます。

会議のご発言に当たりましては、挙手の上、議長より指名の後、事務局よりマイクをお持ちいたしますので、マイクを使用してお発言いただきますようお願いいたします。

また、本日の会議は会議録作成のため議事内容を録音いたしますので、あらかじめご了承ください。

それでは、議事進行につきましては、越谷市介護保険条例施行規則第8条第2項の規定に基づき、田口会長をお願いいたします。

会 長 それでは、次第に基づきまして議事を進行させていただきたいと思っております。

まず最初に、事務局の方にお伺いいたします。

本日の会議の傍聴希望者はいらっしゃいますでしょうか。

事 務 局 1名いらっしゃいます。

会 長 それでは、入室をお願いいたします。

〔傍聴者入室、着席〕

会 長 それでは、傍聴される方をお願い申し上げます。

会議中は、傍聴要領に記載されております内容をご遵守いただきますようよろしくをお願いいたします。

3 議 事

(1) 第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）に対するパブリックコメントの結果及び市の考え方について

議 長 それでは、次第に従いまして進めてまいります。

本日の会議は、大体1時間から90分程度を予定しております。ただ、議事の内容に応じて時間は前後することがございます。よろしくをお願いいたします。

初めに、議事の1つ目になります。第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）に対するパブリックコメントの結果及び市の考え方について、事務局の方より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、委員の皆様、お手元の資料の郵送で配られました、右上に書いてある資料の2番、それからやはり郵送で配られました資料の4番、それとやはり郵送で配られましたA4の横で参考となっておりますパブリックコメントでの意見、それと本日机の上に置かせていただきました、こちら赤字のカラーになっております、やはりパブリックコメントでの意見、参考でございますが、運営協議会と検討委員会の意見反映後、この4点をもって説明をさせていただきます。主にこの最後の運営協議会委員と検討委員の意見反映後、これを基に説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。説明につきましては、着座で失礼いたします。

それでは、まず議事の1番でございますが、今回のパブリックコメントの結果、それから市の考え方についてでございますが、今回11月24日から12月23日までのパブリックコメントにおきまして、合計で5名の方から16件のご意見をいただきました。その一覧が、こちらに掲載されているものでございますが、運営協議会の委員の皆様、それから越谷市の検討委員会からのご意見を頂戴いたしまして、まず事務局のほうで、この表でいきますと右から2番目の市の考え方というものをまとめたところでございますが、皆様からの意見を反映したものが赤字になって入っております。今回、皆様からいただきましたご意見については、全て反映できるものではございませんでしたが、意見を反映したものについて簡潔に説明をさせていただきます。

まず、左側の意見のほうの番号で1番、2番、3番と振られておりますが、2番目の意見のところでございます。赤字になっておりまして、これはDEMBASE、こちらについて運営協議会の委員さんのほうから、もう少し詳細な記載をしたほうがよろしいのではないかと。一般の方につきましては、このDEMBASEというものについてあまり認識がないというご意見がございましたので、こちらにつきましては赤字のとおり、DEMBASEについての詳細な記載をさせていただきました。

続いて、意見番号の3番と4番、これは網かけがしてあるものでございますが、市の考え方として、こちらはパブリックコメント対象外というような意見が書いてあります。こちらにつきましては、今回も一般の市民の方に公開した

資料につきましては、附属の資料の部分につきましては公開していないものでございましたので、実際これを市の考え方として載せてしまいますと、パブリックコメントでやった資料とそごが生じるということで、こちらについては市の考え方は対象外ということで、特にこれからパブリックコメントの結果を公表する際にはここを載せる予定はないので、網かけとさせていただきます。ただし、ご指摘の件につきましては実際の計画のところ、コラムとかそういったところで適切な記述として対応させていただいております。

続いて、意見番号の5番でございます。こちらにつきましては、今回の意見のほうで医療と介護だけではなく、福祉事業者間で切れ目のない連携を図っていただきたいというような趣旨のご意見もございましたので、当初の事務局案ですと、その部分についての触れ方が若干薄いというところの検討委員会からのご指摘がございましたので、こちらにつきましては本計画の上位計画でございます第3次越谷市地域福祉計画においてもこの旨が記載されているという点で、赤字で追記をさせていただいております。

資料のほう1枚おめくりいただきたいと思っております。意見番号の6番でございます。こちらは高次機能障がいに関する研修、それから認定等について公平、公正に行っていただきたいという意見でございましたが、事務局の案では、高次機能に限らず個人の適切な審査というのは大前提であるから、その旨を記載したほうがよろしいという意見がございましたので、赤字で追記をさせていただいております。

続いて、意見番号の7番でございます。こちらについては、若年性認知症についての表記についてなのですが、その部分が市の考え方についてまず足りないというのが1点。それから、一番右側の表のところに黄色の枠で書いてありますが、計画自体にもその旨を記載したほうが良いというご意見がございましたので、赤字に直したのと、これは本計画のほうでも「認知症の人（若年性認知症の人を含む）」という表記に訂正をさせていただいております。

それから、意見番号の8番でございます。こちらは、今回のパブリックコメントのいわゆるやり方に対してなのですが、地区センターのほうに公開資料を置いていたのですが、なかなかその資料の貸出し等ができないというところの中で、そういうことであれば例えばこういう意見を聞く場を設けるべきではないかというご意見に対して、そのところの書きぶりが足りないということの検討委員会からの指摘がございましたので、こちらについては今後でき

るかできないかというところはまた別問題でございますけれども、今後の策定のための参考にしたいという旨の追記をさせていただいております。

それから、意見番号の10番でございます。こちらにつきましても、やはり感染予防についてパブリックコメントの意見がございましたが、そのの部分について市の考え方が若干不十分ということでございましたので、赤字で、これは計画のほうで既に感染予防という趣旨は記載していたのですが、その旨を追記すると。こちらの資料のほう、記載を追記しますという言葉で書いてあるのですが、赤字で「追記します」と書いてあるのですが、実際はもうこれ追記しているところでございますので、ここは「追記しています」に変更いたしますので、ご了承願います。その上で、右側の黄色い枠のところでございますが、こちらにも既にパブリックコメントの資料につきましては、感染予防につきまして記載をしておりましたので、ここは「一部修正」ということではなく、「修正なし」に変更になります。ちなみに、ここ該当するページは、本日お配りしているカラー版の計画の資料の72ページになりますので、後ほどまたご説明をさせていただきます。

それでは、1枚またおめくりください。意見番号の13番でございます。こちらにつきましては、道路の段差解消とか歩行者の歩道の新設、これ歩行者用道路の新設拡充をしてもらいたいという意見がございましたが、本件につきましては、ちょっと介護保険の事業計画とは若干異なる部分でのご意見だったと。ここの今回のご意見の中では82ページの住環境の整備ということで、我々としては特定施設、いわゆる有料老人ホームの、介護つき有料老人ホームとかサービスつき高齢者向け住宅、ここのところの記載でございましたが、道路の段差解消ということで、若干ちょっと趣旨の違うご意見をいただいたのですが、当初事務局のほうとしては前段の部分の黒字の部分と赤字の部分を書いていたのですが、実際に上位計画に位置づけがされていても、下位計画、我々今回策定しようとしている介護保険事業計画にその旨が記載されていないのであれば、ここの部分は削っておくべきか、それかもしくは計画にこの旨を盛り込むべきではないかというご意見がございました。本計画のほうにこの内容をちょっと記載することは、若干難しいのもございましたので、赤字でこれ線を引いてありますが、今回についてはここの部分を削除するというような形を取っております。

続いて、意見番号の15番でございます。こちらについては、介護保険料を

引き下げてもらいたいという、そういったご意見だったのですが、介護保険料については今回の意見公募の中でも、第5章の部分で保険料の部分については特に明記していなかったということから、これについてはパブリックコメントの対象からは外れておりますと。介護保険料の設定云々につきましては、越谷市で定めておりますパブリックコメントの要綱の中でも税金とか、それから保険料のものについてはパブリックコメントのいわゆる設定からは外すということになっておりますので、ここについてはパブリックコメントの対象外ですよと。ただ、ここのなお書きで、こういった参考意見とさせていただきますということで掲載をしていくような考えになっております。

事務局からの説明は以上でございます。

議長 説明ありがとうございます。

ただいま事務局からパブリックコメントの結果、それから市の考え方につきまして説明がありました。一つ一つあった意見に対して、考え方をしっかり考えて記載していただいていると思いますが、これに関して皆様方、ご意見のほういかがでしょうか。

〔発言する人なし〕

議長 いいですか。皆さん、よろしいでしょうか。

〔「はい、結構です」と言う人あり〕

議長 ありがとうございます。

先ほども言いましたけれども、一つ一つしっかりと考えていただいているかなと思います。

それでは、パブリックコメントの結果、それから市の考え方についての議題につきましては、これで終わりにさせていただきたいと思います。

(2) 第8期計画期間（令和3年度～令和5年度）中の介護保険料の設定について

議長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

続きまして、議事の2つ目です。第8期計画期間中の介護保険料の設定についてということで、事務局からまず説明をよろしくお願ひします。

事務局 それでは、皆様のお手元に今日お配りさせていただきました、カラー刷りの用紙と、本日お配りした計画のカラー版の144ページ、145ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、第8期計画期間の介護保険料の設定についてでございます。まず、

介護保険料の設定の算定の仕方についてでございますが、こちらにつきまして
は計画のカラーの資料のところの145ページに詳細は記載させていただいて
おりますが、簡単に申し上げますと、期間中の給付費、この給付費が幾らにな
るかといいますと、この計画書の144ページの黒塗りで白抜きになっている
ところの真ん中ぐらいに表があると思うのですが、そこにある一番右端の金額
になります。これが704億3,186万4,518円、これが今のところ第
8期計画の総給付費として見込んでいるものでございます。

この給付費の中で、いわゆる介護保険として皆さんに負担をしていただく分、
それから国費、県費、それから市費といったいわゆる公費投入というところで、
考え方としては半分半分でやっていくというのが介護保険料の算定でございま
すが、その半分の中で、さらに介護保険につきましては1号被保険者、それか
ら2号被保険者ということになっておりまして、65歳以上の方々に負担をし
ていただく1号被保険者の割合、これが23%というふうになっております。
実際、では逆に今度27%というのは2号被保険者に負担をしていただくもの
なのですが、そのほかに国からの調整交付金というものがございまして、それ
を本来5%見込んでいるところでございます。ただ、この国からの調整交付金
というのは、やはり高齢者の率とか、都市部とか、そういったものの関係上、
必ずしも5%もらえるといったものではございませんので、この保険料の算定
に当たりましては、1号被保険者の23%と調整交付金分の5%、合計で2
8%分を負担していくということで、先ほどの704億円から28%を乗じて
約197億円、これを一応1号被保険者のほうで負担をしていただくというふ
うに見込んでおりますが、ただ例年の調整交付金、先ほど言ったものではけれ
ども、もらえる額というのを3年間で大体12億円見込んでおります。なので、
197億円からまず12億円を引いた数字。

この数字のほかに、介護保険につきましては基金、つまり皆様から7期、6
期、5期とずっと前もございましたけれども、保険料としていただいて余って
いたものを基金として積み立てていたものがございます。こちら、今現在24
億円基金として積み上がっている状況でございますけれども、今回令和2年度
の給付費がかなり伸びているということで、この中から8億円を取り崩す予定
になっております。

そういたしますと、残り16億円使えるのですけれども、今回の8期の保険
料を算定するに当たりまして、これ全額投入してしまうと、ちょっとやはり心

もとないところがありますので、このうちの14億7,000万円、これを投入いたしまして、最終的に保険料の必要額というものを170億円として設定させていただきました。今私が説明した内容につきましては、145ページの円グラフの下の部分に書いてある内容となっております。

続いて計画の148ページをお開きください。先ほど申し上げましたが、170億円の金額に対しまして、それでは被保険者が何人いるのかというところでの人数、こちらの算定でございますが、148ページの上2行に書いてあるのですが、令和3年度から令和5年度の被保険者数、こちらについては26万8,442人、この人数を見込みまして、さらに先ほどの170億円というのが全額いただければ問題ないのですけれども、やはりどうしてもお支払いが滞ってしまう方がいまして、市の今現在介護保険料の収納率というのが残念ながら100%には届いていない状況で、収納率につきましては98%を見込んでおります。なので、170億円から98%を乗じて、さらに先ほどの被保険者数で割り返したものの、これが8期の保険料の基準額といたしまして、6万4,560円という金額を設定させていただきました。

これが、今計画に書いてあるものなのでございますが、こちらのA3判のカラー刷りの1枚のものを見ていただきたいのですが、従来越谷市の介護保険料の所得段階の設定というのは12段階に設定しておりました。基準となるものは、第5段階のものが基準となりまして、今申し上げました6万4,560円というのが基準のところになりまして、そこから下の第4、第3、第2、第1というものが所得の少ない方、特に第1から第3段階は非課税世帯の方というふうになっております。

この第1から第5につきましては、設定の変更というものが、これができないのですが、第6以降につきましては自治体の状況に応じて変更することが可能ということになっております。越谷市につきましては、この近隣の中では一番細かく設定がされていまして、12段階ということになっていたのですが、当初先ほど私どものほうで算定しました結果を12段階でやりますと、ちょっと見づらいなのですが、この表の、1枚のこの上の表の右下のところに第7期、それから第8期の保険料段階変更前の案と、一番右端にある変更後の案というのがございまして、この表の真ん中にある変更前というのが、従来の12段階の段階で保険料を計算した場合の表になっております。

そういたしますと、この表の真ん中のところに月額のところ、緑色の数字

が塗り潰されていると思うのですが、真ん中の保険料段階変更前のものでいきますと、年額が6万4,800円、月額については5,400円ということで緑色になっていたのですが、今まで12段階というのが合計所得額600万円以上ということで、簡単に言いますと、例えばこれが1,000万をもらっていようが2,000万であろうが、この12段階以降の人は金額が変わらないということになっていたのですが、やはり今回給付費がどうしても14%以上伸び、それに乗じて保険料も約14%近く伸びるということもございましたので、これは先ほど申し上げました表の上のところに青と赤の棒グラフがありますが、これは各所得段階の人数を表しております。そういたしますと、第12というところの青いところが2,348名ということで黄色になっていますが、この2,348名が、今までの12段階でやってしまうと皆これが同じ金額になってしまうのですが、やはり高所得の方にはもう少し負担をしていただこうという考え方から、今回これを13、14、15ということで設定段階を15に変更いたしました。

15に変更した結果、今まで12段階の人は600万円以上の人で全て一緒くただったのですが、今回12段階の方は600万円以上800万円未満の方、それから13段階の人は800万円以上1,000万円未満の方、それから14段階が1,000万円以上1,200万円未満の方、それから15段階につきましては1,200万円以上の方を対象といたしまして振り分けた結果が、今申し上げましたこの棒グラフの赤いところになります。12段階は751名、13段階が404名、14段階が264名、15段階が929名ということになりまして、この形で保険料率の算定をいたしますと、右下の表になりますが、一番右側です。第8期の保険料段階変更後の案ということで、先ほど申し上げました年額6万4,560円、これが平均の保険料という形になります。この設定段階を細分化したことによって、保険料のほうは6万4,800円から6万4,560円ということで、240円金額が下がることになったところでございます。微々たる金額ではございますが、この設定段階を細かくすることによって、低所得者の方にもご負担いただくことになるのですけれども、高所得者の方にはさらにご負担をいただきたいというところになっております。

例えば、やはり保険料につきましては、先ほどもパブリックコメントにもございましたように、低くしてもらいたいというのがあるのですけれども、どうしても給付費のほう第7期の見込みのときよりも約14%伸びている。これ

を例えば安易に保険料を下げってしまうと、こちらといたしましては保険料で賄う部分が計画期間中に足りなくなった場合にはどうなってくるかという、これは県で確保している基金をお借りして、その給付のお金を払っていかなくてははいけない。お金というのは、それはお借りしたものですから、その次に今度第9期の保険料でそれを上乗せして返さなくてははいけない。さらに、今の見込みですと第9期の保険料というのは、今のこの設定の額よりも月額にしてやはり1,000円ぐらい高くなってくのではないかという見込みになってきますので、例えば第8期のときに基金も積み上がらない、お金も借りてしまうというようなことになると、第9期の保険料の負担がかなり大きくなってしまいますので、そういったところも加味してこういった形での保険料の設定といたしました。こちらにつきましては、2月22日から開会いたします3月議会に上程していく予定でございます。

説明については以上でございます。

議長 ご説明ありがとうございました。

保険料設定のプロセスも含めて説明いただいたかなと思います。7期のときの額に比べて、大分この基準となる第5段階目のところも含めて増額になっているところですね。その決めるに当たっても、12段階から15段階というふうな段階を増やして、高所得者に多くは負担してもらおうというふうな形にして、少しでも、これで比較すると、資料で比較すると20円ですけども、市の努力がうかがえるかなという気もしますが、これにつきまして皆様方からの、質問も含めてご意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。本日の議題の一つのメインなところかなと思いますが、いかがでしょうか。

A委員、お願いいたします。

A委員 今回の説明聞いて、ちょっと非常にこのグラフとこの対応で分かりやすかったと思うのです。それで、私たちが大勢納めるところが多少とも安くなるというところで、説得力があるのではないかなと。今までこういうのがない、見かけなかったんで、これを対応する時点で説明するということは非常に分かりやすくて、非常によかったなとつくづく思いました。

議長 ありがとうございます。

ただ、この資料には載っていないので、これを載せたとしても、多分市民の方がこの説明なしに分かるかという、そうでもないかなとも思ってしまいますけれども。

A 委員 議会には、これ出すのでしょうか。

議 長 どうなののでしょうか。

事務局 これに類似したもので、既に会派説明のほうを課長と部長のほうで行ってお
りまして、それに基づいて説明はしておりますので。

議 長 そのほかご意見いかがでしょうか。

第7期のときにいた委員さんは分かるかと思えますけれども、大分7期のとき
には抑えられているなというような印象で、事業もうまくいっているのかな
というふうな話もあったかと思えますけれども、確かに今後、高齢な方々全体
的に増えてはいきますけれども、特に80歳以上がどんどん多くなってくるとい
うふうなところですよ。介護保険料も、やはりかかってくるというふうなこ
とを推計してのことだと思いますけれども、ご意見よろしいですか。

〔「結構です」と言う人あり〕

議 長 それでは、A委員からは分かりやすい説明だったというふうなところでの言
葉もいただきましたところで、もうこの保険料でというふうなことで納得が、
委員としては了解したというふうなところで、この議題については終結させて
いただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

(3) 第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について

議 長 それでは、続きまして議事の3つ目になります。第8期越谷市高齢者保健福
祉計画・介護保険事業計画（案）について、また事務局のほうから説明のほう
をよろしく願いいたします。

事務局 それでは、委員の皆様にご本日もお配りいたしました、こちらのカラー版の計画
書、それから既に郵送させていただきました、右上に資料の1、それから資料
の3と書かれたものをお手元にご用意願います。

本日、皆様のお手元に配付をさせていただきましたカラー刷りの計画案につ
きましては、資料の1番、これは検討委員会からのご指摘をいただいたもの、
それから資料の3番につきましては第4回の書面会議の運営協議会の委員様か
らご意見をいただいたもの、それから先ほどのパブリックコメント、こういっ
たものの内容、それから事務局のほうで細かく修正をしたところを記載してお
りまして、基本的にはこの計画の中で黄色の網かけで赤字になっている部分、
これが資料の1、資料の3、それからパブリックコメント、それと事務局のほ
うで気づいたところについて訂正をさせていただいております。

かいつまんでご説明をさせていただきますが、特に運営協議会の委員の皆様からご指摘いただいたところの中で、資料の3番と書いてあるものを見ていただきたいのですが、まず1番目の意見といたしまして、ナッジ理論とかそういったものについて、それから2番のところもそうなのですが、KDBシステムについても書いていただけないかということについては、最後の資料編のところで書かせていただいているところでございます。

これは、次の3番になりまして、該当ページにつきましては69ページになりますが、救急医療キットに関して民生委員さんの記載、喚起がちょっと足りないということでご検討いただきたいということで、計画案への反映というところがちょっと空欄になって申し訳なかったのですが、計画の69ページをお開きいただきたいと思いますが、69ページのところで「救急医療情報キットを市窓口や民生委員の戸別訪問の際に配布し」ということでの追記をさせていただきます。

続いて、4番、該当ページ71ページでございまして、こちらちょっと誤植ございまして、③の災害時要援護者避難制度の実施と書いてありますが、これ①番の誤りでございます。申し訳ございません。

こちらにつきましては、まず1つは避難支援する方の登録申請というところでございますが、こちらにつきましては全ての計画についてちょっとなかなか個別窓口を書くことができないので、参考意見とさせていただくということで記載させていただいたのと、5番、同じく71ページでございまして、この避難制度の実施の自治会の賛同率を、せめてこれ60%にさせていただけないかということだったのですが、担当課とも検討して、やはりここに書いてあるように毎年0.5%、これ実数にすると2件程度が妥当な件数ということで、これを3年間で乗じていくと52.7という数字が妥当ということでございますので、こちらについてもこのままの掲載とさせていただきます。

それから、意見を反映させていただいたものの中では7番、100ページでございまして、「できる限り地域の良い環境で」の「環境」というのは大きな捉え方なので、「地域の理解と協力」または「近隣の方の理解と協力」という文言が入ったほうが良いということでのの中では、ご指摘のとおり「地域の理解と協力のもと」ということで100ページを訂正させていただきます。

それから、同じく認知症に対する支援体制の推進というところでございますけれども、これは意見の8番と9番でございますけれども、これ先ほどのパブ

リックコメントのところではありましたが、若年性認知症の関係のところ、特に具体的な取組というところでまた書きのところ、後段1段下がって「さらに」というところでございまして、ここにつきまして記載については厚くさせていただいております。

なお、お気づきのことかと思いますが、文言を加筆したり削ったりした関係上、ちょっとこのページが1行ずれてしまいまして、100ページから102ページまで行がずれてございますので、こちらにつきましては最終的なものについて整えてまいります。申し訳ございません。

それから、意見の11番、こちら163ページというふうに書いてありますが、164ページの誤りでございます。申し訳ございません。164ページでございますが、当初これは各地区の状況ということで掲載をさせていただいたのですが、当初数字のほうで確定をしていなかったのが空欄であったりとか、あと13地区同じ数値が入っているような、そういう状況でございましたが、こちらにつきましては確定した数字を掲載させていただきました。

なお、委員さんの意見のところの中で、附属資料の各地区の状況でというところで書かれているのですが、3行目のところ、「資料配布の再は」ということでの「さい」の字が「再び」という字になっているのですが、これは国際の「際」の字で間違いでございますので、訂正のほうよろしく願いいたします。申し訳ございませんでした。

それから、意見の12番でございますが、老人福祉計画というものがございまして、この老人福祉計画の中では養護老人ホームについての施設の記載について、努力的な義務が課されているのですが、それが必要ではないかというご意見がございましたので、ページ少し戻りますが、80ページのところで、数値目標ということで軽費老人ホーム、それから養護老人ホームでございますが、これ現状と数値変わらない状況ではございますが、一応こういう数値でやっていきますということで記載をさせていただいております。

今回、皆様のほうからのご意見、再度頂戴いたしまして、ご承認をいただいた暁には、先ほど言いました誤植の部分、ほかにもちょっと目次欄が、見ていただくと分かるのですが、目次の1ページのところがちょっと色が違ってしまっているものがございますので、そういったものの訂正。それから、市長の挨拶文については、まだここ掲載しておりませんので、そういったものを掲載いたしまして、最終的にはこれは市長決裁を取って計画として成り立つものでご

ざいますが、そういった細かいところを修正した段階で、最後に委員の皆様のほうに送付をさせていただきまして、決裁を取っていきたいと考えております。説明は以上でございます。

議長 ご説明ありがとうございました。

今までの議事も含めて、それで全体として事業計画の冊子にまとめてあると。修正も含めて、この中に全て網羅されているというところでした。全ての説明するのは多分時間がないので、修正部分を主に中心に説明いただきました。

これについて、ご意見、ご質問等いかがでしょうか。

はい、お願いします。

B委員 よろしく願いいたします。

この冊子というか、この資料は配布日というか発行日というか、いつになるのでございましょうか。

事務局 発行日は、令和3年の3月ということになりますが、実際印刷をかけるのは来年度の予算で印刷する形になります。

B委員 では、3月の末ということですね。

事務局 はい。

B委員 そうでしたら、ちょっと訂正をお願いしたいのですけれども、165ページの民生委員・児童委員の人数です。この表の中なのですけれども、前回頂いた資料の中に、令和2年4月1日だったと思うのですけれども、そのとき46人だったのです。これはいいのですけれども、今回頂いたのには令和3年1月1日時点ということに変更になっていました。これは実際1人増えましたので47人に訂正していただきたいのです。もし4月1日発行であったら49になるところだったのですけれども、一応47人ということで訂正をお願いしたいと思います。

事務局 今、B委員からご指摘いただきましたところ、民生委員・児童委員につきましては、この表13地区、令和3年の1月1日を起点としておりますので、再度このときに13地区の民生委員さんが何人いたかを確認して、そこは訂正してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、議長、すみません。1点追加させていただいてよろしいでしょうか。

議長 よろしく申し上げます。

事務局 申し訳ございません。第4章の部分なのですが、第4章につきましては各課

の事業、事業課が載っているところでございます。越谷市につきましては、来年度組織改正をする関係上、ここの課の名前が大きく変わってきます。今までの計画書の中では、第4章の最初の部分の注意書き欄に令和2年度の組織名ですということで書いてあったのですけれども、今回越谷市でこの計画だけではなく、たくさんの計画ができる年なのですが、各課の状況を聞いてみますと、令和3年3月発行で、大体令和3年の4月ぐらいに印刷をかけるものであっても新しい課を記載していくと。やはり分かりづらいというところもございますし、組織改正の決裁が通った後であれば問題ないのではないかとということもありまして、介護保険の計画につきましても、今載っている課の名前は現在の課の名前でございますが、次回皆さんのお手元に届くときには新しい課の名前になっておりますので、そこのところをご了承願います。介護保険課については、名前変わりませんので。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。第4章全ての部分について、新しい課の名前になって手元に届くということですね。

事務局 そうです。

議長 ありがとうございます。

そのほかのご意見。

C委員、お願いいたします。

C委員 69ページなのですけれども、4番の救急医療情報キットの配布についてなのですが、今までも薬剤師会のほうでは薬局のほうで配布をお願いされて配っている経緯があるのですけれども、ここになると市民の窓口は民生委員さんだけが配るということになりまして、今後は薬局の取扱いはないということになるのでしょうか。

議長 お願いします。

事務局 救急医療情報キットを所管している福祉推進課です。いただいた意見で、民生委員さんが配布に携わっていると言ったのですが、ご指摘のとおり、実を言うと様々な機会に配る先に、当然薬局のほうでも、まさにかかりつけ医の情報とか書いてあるということもありますので、ざくばらんに入れましたが、そういった部分もう少し修正させていただいて、様々なところで配っているということをぜひここでも載せさせていただきたいと思っておりますので、ご意見ありがとうございました。申し訳ございません。

C 委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

薬局ですと、保健所から薬の情報から全てコピーして、患者さんに手を煩わせず渡すことが可能なので、結構喜ばれるというか、独りの方には冷蔵庫のほうに入れておいて、あと在宅に行っているところでは、やはりそういう情報を全部入れて、冷蔵庫の中に私たちが入れてシールまで貼ってくるということもしていますので、救急隊のほうでその資料がどうもあるらしいので、これからどんどん活用していきたいと思います。ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。よく気づいていただきました。

そのほかお気づきの点いかがでしょうか。皆様方からの意見も反映された形で、このような形で修正したというふうなところの資料も頂いておりますので、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

議長 ありがとうございます。それでは、事業計画についてはこれで終結というふうなことにさせていただきたいというふうに思います。

皆様方のご意見のおかげをもちまして、しっかりした冊子が出来上がりそうかなと思います。本当にありがとうございました。

(4) 第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に関する答申書（案）について

議長 それでは、続きまして、次の議事に入っていきたいと思います。

4つ目の議事です。第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に関する答申書（案）についてということで、事務局からの説明をよろしくお願いいたします。

事務局 それでは、皆様、今日お手元にお配りしました、右上に資料の5と書いてあります答申に対する皆様からのご意見という紙1枚のものと、やはり今日机上のほうに置かせていただきました、この（案）と書いてある答申書、こちらをもちまして説明をさせていただきます。

答申につきましては、ちょっと長くなりますが、このホチキス留めで留めてあるほうを1枚めくっていただきまして、両面刷りになっておりますが、この答申の（案）につきまして朗読で説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

答申。越谷市では、平成30年度から令和2年度までを計画期間とした第7

期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「第7期計画」という。）において、「越谷市の特性や地域の力を活かして地域包括ケアシステムを強化し、市民が支え合い、助け合うまちを目指す」という基本目標を掲げ、市民・事業者・行政が連携して高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる支え合いの仕組みづくりを進めることとしてきました。

当協議会において、第7期計画で位置づけた重点事業の進捗を確認したところ、関係機関、関係団体との協働により、おおむね計画通りに実施できていることから、基本目標の実現は着実に進められていたと認識しています。

一方、全国共通の問題ともなっている、団塊の世代がすべて後期高齢者となる2025年（令和7年）、団塊ジュニア世代が高齢者となり、生産年齢人口が大幅に減少する2040年（令和22年）を見据えた対応が必要であることは言うまでもありません。さらには、既に市民の4人に1人が高齢者となり、2030年（令和12年）までは75歳以上の後期高齢者が増え続けるという予測が立っている越谷市の実情に応じた対応が求められています。

第7期計画の3年間を振り返ると、急速な高齢化の進展に伴い増え続ける介護需要、それに伴う専門職とインフォーマルサービスなどの地域における担い手の不足、在宅療養を支えるための医療と介護の連携の強化などが課題として浮かび上がってきました。

さらには、目を追うごとに存在感を増す認知症問題、新型コロナウイルス感染症の拡大により顕在化した高齢者の健康リスク問題など、新たな課題も見えてきました。

これらの課題に対応していくためには、医療や介護といった制度や分野の「縦割り」や、「担い手」「受け手」といった関係を越え、地域住民や地域の多様な主体が参画し、地域の力を総動員した「地域共生社会」の実現を、相扶共済の理念に基づく国民健康保険発祥の地であり、中核市として存在感を増す越谷市が、県内自治体の牽引役として取り組むべきと考えます。

当協議会では、これまで述べたような課題と今後の施策推進の方向性を共有し、「地域共生社会」の実現を目指して、「第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」について審議し、取りまとめましたので、ここに答申します。

この中において、積極的に取り組むべきこととして、「高齢者の社会参加の促進と健康寿命の延伸」「地域で安心して暮らせる支援体制の充実と介護予防

の推進」「介護サービスや住まい等の基盤整備」「介護人材の確保・育成」「医療と介護の連携」「認知症と共に生きる施策の推進」の6つを主要施策に位置づけました。

今後3年間の計画の実施に当たっては、この答申の内容の趣旨を踏まえ、当協議会において出された意見、提案などを十分に尊重いただき、越谷市に暮らす高齢者がすこやかに生き生きと住み続けられるよう、各種事業に取り組むとともに、地域の福祉を支えている市民活動団体や介護に従事する方々への支援の拡充を切望します。

以上でございます。こちらにつきましては、郵送でお送りしました素案の内容から、申し訳ございません、明らかに文字が間違っているものは直しました。そのほかに、今回資料の5といたしまして、委員の皆様から3点ほどの意見、意見の4につきましては賛同ということではいただいているものでございますが、意見の3点をいただいておりますが、こちらについてまだ反映はしておりません。

その上で、事務局側といたしましては、意見の2番の「生き生き」という、今漢字表記になっている裏面の最後の段落、下から3行目のこの「生き生き」という部分につきましては、平仮名表記に変更しようかと考えております。

意見の1番と3番につきましては、既に地域共生社会の実現、それから積極的に取り組むべきこととして基本的な目標の6つの施策を挙げているということから、事務局側としてはこのままでもよろしいのかなというふうには考えておりますが、皆様からのご意見を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長 答申書案の説明につきまして、ありがとうございました。

ただいま説明がありましたけれども、昨年4月に第8期の事業計画策定についての諮問を受けての答申書の案ということになります。前もって委員の皆様からもご意見をいただいたところではございますが、これにつきましてご意見等があればと思いますが、いかがでしょうか。

大分最初の1ページのところで7期の計画の状況、実施状況について大きく触れられているかなというふうなところですか。後半に第8期の、大きな柱の6つの説明の文章が入っているというふうな構成になっているのかなと思います。いかがでしょうか。

D委員、お願いします。

D委員 既に書面によりまして申し上げるべきは申し上げておりますので、ここでそれを再度やってもしょうがないのではないかなと思います。できましたら、ここにありますように市当局のほうもご意見を反映させておりますから、私はこれでいいのではないかなと思います。

議長 ありがとうございます。

皆さん、いかがですか。よろしいですかね。

〔「はい」と言う人あり〕

議長 皆様方から、この運営協議会でもいただいたような介護人材の確保育成というふうなところも柱の一本にしっかり入っていて、答申書の中でもしっかり言葉として読み上げられるというような形にもなっているかなと思います。

副会長、よろしいですか。

副会長 もしこれ意見、1と3とかで、何かこの趣旨についてやっぱりコメントしておきたい方いらっしゃったらおっしゃってもいいし、いいのだったらいいし。どちらもデリケートなところだと思うのです。入れたほうが正確だろうしというのはあると思いました。それだけです。

議長 では、E委員。

E委員 この冊子の8ページに、多分計画の基本理念とか本市の長寿福祉社会像とか計画の基本目標とかと書いてあるのが、私としては一つ一つ大事なのでしょうけれども、全部分かるのですけれども、何か3つ挙げられる意味が私にはよく分からなかったというのが1つあって、それを1つで共生社会だったりとしたときありましたよね。地域共生社会の実現ということでまとめたのですよということであれば、それはよく分かったのですけれども、自立支援とかというのはとても大事なことなので、分かりやすい言葉ですし、地域共生社会って何か周りに助けられているだけみたいなイメージかな、そういうこともあって、何か自立支援とかという言葉は大事なかなとちょっと思ったので、せっかく下を、6つのやることを具体的に書いてあるのであれば、こういう目標とかも大事なかなというふうに思ったので、具体的に入れるのはいいかなというふうに思ったのです。でも、それが例えば地域共生社会に全部まとまっているのですよということであれば、ああ、そうですねと思います。

議長 ありがとうございます。こういうキーワードは大事ですよ。その中で、そのキーワードも含めて、やっぱり市民の方々にも理解していただくというふう

なこと、これは非常に大事かなと思います。

答申に関しては、6つの主要施策というふうなところのレベルで書いてあるものかなとは思いますが、

〔「議長、よろしいですか」と言う人あり〕

議長 お願いします。

事務局 今、E委員からご意見いただきましたところにつきましては、今この答申案の裏面の「この中において」というところでは主要施策の6本しか書いていないというところで、その大本のいわゆる根幹の部分、基本理念、こういった文言があったほうがいいのではないかとこのところでございますので、ここを少し、例えば基本理念に基づくとか、あとはこの3つの基本理念とか長寿福祉社会像と一つ一つ書くかなのですけれども、ちょっとその文言を加筆するような形で検討したいと考えております。

議長 ありがとうございます。そうですね、この計画案、冊子の作成の最初の、それこそ8ページ目のところ、そこで大きく色で囲っている部分もありますので、それに基づいた6つの主要施策というふうなことですよ。

E委員、本当にありがとうございます。しっかり市長に伝えたいと思います。大事だと思いますから、しっかり強調して。ありがとうございます。

そのほかご意見よろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

議長 それでは、この答申案につきましては、先ほどのE委員からの意見を少し取り入れていただいた文章を作ってくださいというふうなところで、この議題についてはこれで終結にしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

議長 どうもありがとうございます。

4 その他

議長 それでは、続きまして、その他について、これもまた事務局のほうからご説明をお願いしてよろしいでしょうか。

事務局 それでは、その他について2点、これは報告事項に近いものでありますが、ご説明を申し上げます。

資料の参考資料がございます。A3の横長のもの、カラー刷りのもの、これと、あとホチキス留めをしてあります越谷市版介護事業所認証制度（案）につ

いて、この2件についてご説明申し上げます。

まず、A3判のカラー刷りの資料からご説明を差し上げます。こちらにつきましては、今般1月25日に厚生労働省令で定めております指定居宅サービス等の事業の人員、設備、それから運営に関する基準の一部が改正されるという省令、これが公布されまして、この省令が改正されますとどういう影響が出てくるかといいますと、越谷市のほうで所管する条例もこの省令に基づいてつくっております。今、この表の中で白い枠になっているところが、全部で12本の条例になりますが、この12本の条例、例えば越谷市軽費老人ホームの設備及び運営に関する条例ということで書いてある、こちらが改正になるということで、その説明でございます。

今回、省令の改正につきましては、令和3年度の介護報酬改定に向けて行われたものでございますが、その基本的な考え方につきましては、このA3判の資料のアルファベットの数字でIからVまで書いてありますが、感染症や災害への対応強化、それから地域包括ケアシステムの推進、自立支援・重度化防止の取組の推進、介護人材の確保・介護現場の革新、制度の安定性・持続化可能性の確保、こういったものが掲げられまして、その上で省令のほうは、赤枠の部分ですけれども、こういった考え方の下で改正されました。

これに基づきまして、矢印から下に下りていくと黄色の部分になりますが、越谷市の条例もそれに合わせて改正ということで、この黄色の部分の右側のほう、これ共通事項ということで、これは12本の条例全てほぼほぼ共通することなのですが、感染症対策の強化とか業務継続に向けた取組の強化、虐待防止の推進、ハラスメント対策の強化、地域と連携した災害への対応の強化、これが共通事項として、ほぼ全ての条例で共通して改正しなくてはならないもの。それから、黄色の枠の左側のところが個別事項ということで、各条例の中で個別で定まっているものが少しずつ変更になりますよということで、1枚の表で表したものでございます。

この条例12本でございますが、内容につきましては、水色の枠で少し囲ってありますけれども、施設関係に関する条例、それから通所とか居宅のいわゆる在宅サービスの事業の関係の条例、それからケアプラン作成の関係の条例に分かれておりますので、今回の議会のほうでは3つにくくった形で条例を上程していくというような形にはなっております。

こちらにつきましては、こういった省令の改正に伴いまして条例が改正され

るといふことでのご報告でございますが、先ほどの1のほうで説明を差し上げました保険料の関係、介護保険条例、これと含めまして今回介護保険課で12本、この条例の中では地域包括ケア推進課のほうで所管しているものが1つありますので、それも含めて全部で13の条例の改正をしていくということでございますので、こちらについては報告でございます。

続いて、ホチキス留めしてあります越谷市版介護事業所の認証制度（案）についての資料でございますが、こちらは過日第3回の運営協議会の際に皆様にお配りしたものでございます。それと全く同内容でございますが、その後の進捗ということをごさいますして、これ1枚めくっていただきますと、越谷市のゆるキャラのガーヤちゃんの絵が描いてあるところがありますが、越谷市版の認証制度の実施ということでご進めていく予定であります。

その中で、この認証制度を行っていく評価項目というのがあるのですが、これは今国や埼玉県が定めているものとほぼ同じような形で考えているのですが、越谷市が行うに当たって独自の考え方として、1つはこの2月1日からの高齢者施設の従業員の方に対するPCR検査とか、あとは入所系の施設に対して新規入所者のPCR検査をやっているのですが、これを引き続き令和3年度も本市のほうで行っていく際には、そういったものに協力いただけるところを一つの評価ポイントにしていこうというものを加えるのが1つと、これは越谷市の介護保険サービス事業者連絡協議会の役員会でもちょっと説明を差し上げたところ、やはり横の連携というものが大事ということもあるので、その評価項目の一つの算定に、例えば連絡協議会のほうに加わっているといったものも認定の評価に入れてもらえないかというご意見もいただいておりますので、そういったところを検討しながら、今後要綱を作成して実施していきたいと思っておりますので、こちらも報告事項になります。

事務局からは以上でございます。

議長　ご説明ありがとうございます。

ただいま説明ありました2つ、厚生労働省令の改正に伴う越谷市の条例の改正と、それから認証制度につきましてこれから実施してまいりますというところの報告だったかと思っております。

この2つにつきまして、ご質問とか分からないことなどありませんでしょうか。

F委員、お願いいたします。

F 委員 すみません、第3回を欠席しておりましたので申し訳ない。後から意見を言
って申し訳ないなと思うのですけれども、国の認証制度を見ますと、非常に入り
口からといいますか、仕事に入って、給与がどうなっていて、休暇がどうで、
業務の省力化というようなこともありますけれども、あとは育成計画がどうで、
OJT、現場教育がどうなっていて、研修があつて、キャリアを積んでいくと
どうなっていくのみたいな、非常に具体的な育ちみたいなものに触れているか
なと思うのですけれども、でも越谷市を見ますと、入って仕事をして、そう
いう中身のところが非常に理念、県がそうなのでしょうけれども、理念的なも
ので、出口のところ、実際定着できたの、あるいは辞めてしまったのというよ
うなところで、出口で評価するみたいになっているかと思うのですけれども、
この入り口と出口をうまく組み合わせたような具体的な認証になれば、もっと
実効力があるのではないかなという感想です。よろしくお願いします。

議 長 F委員、ありがとうございます。

1つご意見をいただきましたけれども、ありますでしょうか。

事 務 局 今、F委員からいただきました意見、多分理念的な部分ということでは、そ
の入り口のところはある程度しっかりしているけれども、それがきちんと検証
されていって出口のところがしっかりしているかというところですよ。その
辺事務局のほうでも少しまた検討していきたいと思しますので、ご意見ありが
とうございました。

議 長 そのほかご意見、ご質問よろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

議 長 それでは、ご意見等なさそうですので、これでその他につきましても終了に
させていただきたいというふうに思います。

それでは、皆様方のご協力によりまして、議事のほうは滞りなく終了できた
かなというふうに思います。時間内、90分範囲の時間内だったかなというふ
うに思います。本当にありがとうございました。

それでは、進行のほうを事務局のほうにお返しいたします。

司 会 田口会長、議事進行ありがとうございました。

それでは、事務局より2点ほどご連絡させていただきます。まず、1点目で
ございます。本日ご審議いただきました第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介
護保険事業計画の策定に関する答申書（案）についてですが、本日のご意見を
反映したものを田口会長、星野副会長にご確認いただいた後、第8期越谷市高

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に関する答申書として2月18日木曜日に田口会長より市長に答申いたします。

次に、2点目なのですが、本日の会議録は、出来上がった段階で皆様に送付させていただきます。お手元に届きましたら、お手数をおかけいたしますが、内容をご確認いただき、修正点等ございましたら事務局までご連絡をお願いいたします。

事務局からの連絡は以上でございますが、本日は当運営協議会最後の会議となります。ここで介護保険課長より、委員の皆様に対しましてお礼のご挨拶を申し上げます。

介護保険課長 介護保険課長の加藤でございます。皆様お忙しい中、最後にちょっとお時間をいただきまして、一言お礼を申し上げさせていただきます。と思います。

1年間、第8期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定のために皆様にはご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。本日、本年度最後の運営協議会ということで、コロナ禍において、また緊急事態宣言が解除されていない中ではありますが、開催をさせていただきました。ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。重ねてお礼を申し上げます。

先ほど事務局のほうから、今週の木曜日、もうすぐこの先ですけれども、当運営協議会として田口会長から市長に答申をいただくとのスケジュールの報告をさせていただきました。年度末には計画書としてまとめさせていただきます。と思っています。本計画の基本理念に基づき、基本目標といたしました、「ともに支え合いながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して生きがいのある生活を送ることができるまち」を目指しまして各事業に取り組んでまいりますので、委員の皆様には引き続き3年度からの8期計画の推進に当たりましてもご協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。

なお、本来であれば、本日地域包括ケア推進担当部長の榊より皆様にお礼を申し上げさせていただきます。予定でございますが、本日3月議会の関係で出席することができませんでした。皆様へのお礼と併せてお詫びを申し上げたい旨を言いつかってまいりましたので、お伝えをさせていただきます。お時間をいただきまして、大変ありがとうございました。

5 閉 会

司 会 それでは、閉会の言葉を星野副会長からお願い申し上げます。

副 会 長 皆様、何回も本当に真摯にこの問題に対応していただきまして、お疲れさま
でございました。

考えてみたら、単なる高齢者が増えていくということだけではなくて、介護者が、介護人材が確保できるのだろうかという、そういった問題、それからコロナという、もうダブルパンチ、トリプルパンチというような状況で、本当にあと地域包括ということで国もすごく地域に投げってくる。そういったいろんな状況の中で、本当にいろんなものが重なっているのだろうかと思う中で、改めて私たち計画立てた後で、実際にこのお金の問題含めてどういうふうに展開しているのかということを見ても真摯に見ておかなければいけないのではないかなと思っております。

それからちょっと議事に関係のない話でごめんなさい。加藤課長、本当に信頼できる素晴らしい方が今年で終わりだと思いと、本当に残念です。加藤課長がいるから、私来ているようなもので、本当に心から感謝申し上げます。ありがとうございます。（拍手）

介護保険課長 先ほどお礼を申し上げましたが、8期計画に携われて、また皆様とこういうことでいろいろ意見を交わしながら進めてこられましたこと、大変ありがたく思っております。4月以降は、役所で再任用はいたしません。またどこかで皆様とお会いすることがあるかと、まだちょっとお別れ早いですがけれども、今年で退職でございます。ありがとうございました。（拍手）

司 会 ありがとうございます。

それでは、本日の運営協議会は以上になりますので、皆様、大変お疲れさまでした。